

名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程

(設置)

第1条 名古屋市立大学（以下「本学」という。）に、本学における研究上の不正の防止を図るため、研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(対策委員会の任務)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 研究上の不正が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定
- (2) その他研究上の不正の防止を図るために必要な活動

（一部改正 令和4年達第58号）

(対策委員会の組織)

第3条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を担当する理事
- (2) 部局長
- (3) 総務部長、経営企画部長及び教育研究部長
- (4) 医学部附属病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院の病院管理部長
- (5) コンプライアンス推進室長
- (6) 学長が必要と認める学外の専門家若干名
- (7) その他対策委員会が必要と認めた者

2 前項第6号及び第7号の委員は、学長が任命する。

（一部改正 平成22年達第56号、平成26年達第64号、平成27年達第52号、平成29年達第19号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和3年達第80号、令和4年達第58号、令和6年達第42号、令和7年達第84号）

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正 令和4年達第58号）

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第6条 対策委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、研究推進課において処理する。

(一部改正 平成21年達第57号、令和3年達第80号、令和6年達第42号)

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第57号)

この規程は、発布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第56号)

この規程は、発布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第64号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第19号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第81号)

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第80号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第58号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年公立大学法人名古屋市立大学達第84号）
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。